

## 東日本大震災により

### 発生したがれきの処理に関する要望書

和歌山市議会では岩手県の震災瓦礫を「現在、本市が処理している通常の廃棄物と判断されるものについては受け入れるよう決議」しました。しかし、和歌山市の通常廃棄物は放射能で汚染されていないのに対し、東北の瓦礫は、福島県以外の瓦礫でも放射能に汚染されています。環境省が発表した岩手県の一般焼却炉の灰から最高 30000 ベクレル/kg の放射能セシウムが検出され、文科省が発表した汚染マップでも岩手県の汚染が確認されています。

瓦礫を焼却時に放射性セシウムがフィルターを通り抜けることは試験焼却でも明らかになっています。「放射性廃棄物は基本的には拡散させない」ことが原則であり、不幸にして汚染された場合には、なるべくその近くに抑え込み、国の責任において市民の生活環境に放射性物質が漏れ出ないように、集中的かつ長期間の管理を継続することが必要である事は非常時であっても厳守すべき事です。

現地に仮設処理施設を設置し精力的に焼却処理することで、全量がれき処理が可能であり、また輸送コストもかからず、被災地における雇用確保のためにも良いという意見も、被災県から述べられ始めています。

福島では本来法律上は住むことが許されなかった放射線管理区域より高い放射線量の中でまだたくさんの子どもたちが暮らしています。その子どもたちを助けることが何よりも優先されるべきです。そのためにも、非汚染地域を残さなくてはなりません。汚染の少ない地だからこそできる本当の支援を求めます。

どうか、すべての命を守るため、そして、和歌山の豊かな自然と食文化を守るために、1ベクレルでも放射性物質のついた瓦礫を和歌山市に受け入れないでください。